# 「コンテンツ活用促進事業費補助金」チェックリスト(令和3年度版)

◆ 補助対象者(申請者)の範囲に該当するか、確認をしてください。

## ● 道内に本社がある。

Yes

## ● 中小企業者に該当する。

※中小企業基本法第2条第1項各号に掲げる会社及び個人。

会社の範囲:株式会社、有限会社、合名会社、合資会社、合同会社、監査法人、特許業務法人、弁護士法人、税理士法人、司法書士法人、社会保険労務士法人、土地家屋調査士法人、行政書士法人会社。

#### [資本金と従業員数から判断]

### 【製造・建設・運輸業の場合】

資本金または出資の総額が3億円以下、もしくは、従業員数が300人以下。

#### 【卸売業の場合】

資本金または出資の総額が 1 億円以下、もしくは、従業員数が100人以下。

### 【サービス業の場合】

資本金または出資の総額が 5000 万円以下、もしくは、従業員数が 100 人以下。

#### 【小売業の場合】

資本金または出資の総額が 5000 万円以下、もしくは、従業員数が 50 人以下。

## 【ゴム製品製造業の場合】

※自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。

資本金または出資の総額が3億円以下、もしくは、従 業員数が900人以下。

【ソフトウェア業の場合】※情報処理サービス業 資本金または出資の総額が 3 億円以下、もしくは、従

員本金または五員の総額が 3 億円以下、もし 業員数が300人以下。

#### 【旅館業の場合】

資本金または出資の総額が 5000 万円以下、もしくは、従業員数が 200 人以下。

## Yes ↓

### ● 次のいずれかの法人に該当する。

- ① 北海道内に本社を有する、医療法人及び社会福祉法人、並びに、医業または社会福祉事業うを主たる事業とする、財団法人または社団法人であって、常時使用する従業員の数が300人以下の法人をいう。
- ② 常時使用する従業員の数が300人(小売業を営む者にあっては50人、卸売業又はサービス業を営む者にあっては100人)以下の特定非営利活動法人(特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項の規定による。)。

Yes

- ◆ 1 年以上、道内で同一事業を営んでいる。Yes
- コンテンツ等の事業を主たる事業としていない。Yes

対象者の範囲です。申請可能です。